

食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令要綱

第一 消費者庁長官に委任されない権限

食品表示法（平成二十五年法律第七十号。以下「法」という。）第十五条第一項の政令で定める消費者庁長官に委任されない内閣総理大臣の権限は、法第四条第一項、同条第二項から第五項まで（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）及び第十三条の規定による権限とすること。

（第一条関係）

第二 権限の委任

一 法に規定する財務大臣の権限の一部について国税庁長官に委任すること。

（第二条関係）

二 法に規定する農林水産大臣の権限の一部について地方農政局長に委任すること。

（第三条関係）

三 一の規定により国税庁長官に委任された権限の一部について国税局長等に委任すること。

（第四条関係）

第三 都道府県等が処理する事務

一 法に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部について都道府県知事が行うこととすること。

(第五条関係)

二 法第十五条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務（酒類及び三で定める事項に係るものを除く。）の一部について都道府県知事が行うこととする事。

(第六条関係)

三 法第十五条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務（アレルギー、消費期限、栄養成分の量及び熱量その他の国民の健康の保護及び増進を図るために必要と認められる事項に係るものに限る。）の一部について都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長）が行うこととする事。

四 三の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務の一部については、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とするものとする事。

(第七条関係)

第四 附則

一 この政令は、法の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行するものとする事。

(附則第一条関係)

二 関係政令について所要の改正を行うこと。

(附則第三条から附則第十二条まで関係)